

平成 29 年 4 月

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の課税標準の特例に係る
証明書発行について

一般社団法人日本産業車両協会

平成 28 年 7 月 1 日の中小企業等経営強化法の施行を受け、**経営力向上計画の認定を国（主務大臣）から受けると、固定資産税の軽減措置が受けられる**ことになりました。当協会
は固定資産税特例に係る仕様等の証明を行う工業会の一つに指定されましたので、証明書
の発行を受けるための手順を以下の通りご案内いたします。

平成 29 年 4 月より証明書の様式が変更されておりますのでご注意ください。
（本資料の 3 頁からダウンロードできます。）

経営力向上計画を国（主務大臣）から認定を受ける手続きは申請の手引き（下記リンク）
をご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701tebiki.pdf>

1. 税制優遇の概要

中小企業庁によるチラシ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160617kyokachirashi.pdf>

中小企業庁による概要全般説明

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

(1) 支援措置及び適用期間

※固定資産税の課税標準が 3 年間 2 分の 1 に軽減。

※適用期間は、法律の施行日から平成 31 年 3 月 31 日まで。

※生産性向上設備投資促進税制との併用も可

(2) 対象事業者

租税特別措置法に規定する中小事業者等（資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人／資本金若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人／常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人）

(3) 対象機器

機械装置（本会が証明可能な機械装置は以下（4）参照）

(4) 本協会の証明書発行対象設備

中小企業庁による対象資産区分及び対応工業会等リスト（平成 28 年 7 月 1 日時点、以下の URL 参照）の製造業用設備等のうち、無人搬送システム等の“機械装置”として固定資産に計上されている産業車両類について、証明書の発行を行います。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2016/160701kougyoulist.pdf>

(5) 対象機器が満たすべき適用要

①生産性が（年平均 1%以上）向上していること

【解説】

年平均 1%以上向上は、旧モデル（当該モデルの一代前のモデル）と比較して、「生産性」が年平均 1%以上向上しているものであること。

・「生産性」の指標については、「単位時間当たりの生産量」、「精度」、「エネルギー効率」等、メーカーの提案を元に、各証明団体がその設備の性能を評価する指標として妥当であると判断。

・年平均の考え方は、例えば 2010 年に販売されたモデル（生産性 105 する。）と 2008 年に販売された前モデル（生産性 100 とする。）を比較すると以下の通り年平均 2.5%向上となる $(105-100) \div 100 = 5 \div 100$ で 5%向上。これを 2（年）で割って 2.5%。

※生産性の算出方法は生産性向上設備投資促進税制と同様である。

②取得価額が 160 万円以上のもの。

★生産性向上設備投資促進税制との比較

	中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減措置	生産性向上設備投資促進税制（A 要件）
軽減措置の内容	固定資産税	法人税額の控除・特別償却
対象事業者	中小事業者等	青色申告をしている法人・個人（対象業種や企業規模に制限はない）
対象設備	機械及び装置のみ	機械及び装置／器具及び備品／工具／建物附属設備／建物／ソフトウェア
設備の要件	➤ 生産性 1%向上	➤ 生産性 1%向上 ➤ 最新モデル
その他満たすべき要件	生産等設備を構成するものであること／最低取得価額要件を満たしていること／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	

※固定資産税の軽減措置のみを受ける場合、最新モデル要件はありませんが、生産性向上設

備投資促進税制と併用する場合は最新モデルである必要があります。

(6) 本制度全体に関するお問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 企画課 直通：03-3501-1957

2. 証明書の発行案内

(1) 申請～発行手順

- ①対象設備を購入したユーザーは、該当設備を生産したメーカーに証明書の発行依頼をして下さい。
- ②ユーザーから依頼を受けたメーカーは、証明書（様式1）、チェックシート（様式2）および添付資料（販売開始年度、生産性向上の指標が確認できる資料（カタログ、仕様書、要件内容が分かる資料））を本会宛に提出します。
様式1及び様式2は以下よりダウンロードできます。
様式1 <http://www.jiva.or.jp/ms-yoshiki-17.docx>
様式2 <http://www.jiva.or.jp/xls/ms-yoshiki-2.xls>
- ③本会では証明書およびチェックシートの記入内容を確認し、メーカーに証明書を発行します。（なお記入内容や資料等が不十分で、要件を満たしていることの確認ができない場合、証明書を発行することができないこともあり得ることに予めご留意願います。また設備の種類によっては、他の証明団体への申請をお願いすることもあります。）
- ④証明団体から証明書の発行を受けたメーカーは、証明書発行依頼があったユーザーに証明書を渡す。
- ⑤ユーザーは、経営力向上設備等の種類を記載した計画申請書とともに、証明書（原本）を添付して、主務大臣に計画申請。

※なお本会は記載された生産性向上要件について、確認のための実測等を行うものではありません。証明書の記載内容の正確性については申請されたメーカーにて保証いただきますようお願いいたします。

(2) 証明書発行手数料

- ①本会会員 一件 1,000円 ②本会会員以外 一件 3,000円

※証明書を申請メーカーにお送りする際に請求書を同封させていただきます。

※なお、生産性向上設備投資税制の証明書と同一の機械装置について、両方の税制のための証明書を同時に申請された場合は、発行手数料は1件分として計算いたします。

(3) 申請書送付先

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3F

一般社団法人日本産業車両協会 業務部 証明書発行担当宛

電話 03-3403-5556 Fax 03-3403-5057 E-mail info@jiva.or.jp

【様式1】の記入要領

整理番号は証明団体に記入します。

(様式1)

(一社)日本産業車両協会指定用紙	
整 理 番 号	

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書

設備の種類	機械装置
設備の用途又は細目	●●工業用設備

当該設備の概要	設備の名称	
	設備型式	
	納入数量	
	納入年月	平成 年 月
設置場所	(会社・事業所名)	
	(所在地)	

該当要件	10年以内に販売開始された製品であるか	1. 該当	2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年1%向上)に該当するか (※)比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。	1. 該当	2. 非該当
	該当要件への当非	1. 該当	2. 非該当

該当要件欄に記載してある事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

平成 年 月 日

〒107-0051
東京都港区元赤坂 1-5-26

電話：03-3403-5556
一般社団法人日本産業車両協会

会長 志岐 彰 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

製造事業者等の名称 _____

製造事業者等の所在地 _____

代表者氏名： _____ 印

(担当者氏名： _____)
 (所属： _____)
 (担当者連絡先(電話番号)： _____)

(注) 本証明書は、中小企業等経営強化法第13条第4項に基づく経営力向上設備等であって、地方税法附則第15条第46項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法第13条第1項に基づき経営力向上計画の認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額(160万円)以上であること、改正法(※)の施行日から平成31年3月31日までに取得すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoku/index.html>
 ※中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第58号)

代表者氏名欄は、社長名でなくとも、取締役、事業部長等でも結構です。

上欄には、「機械装置」と記入。下欄には、食料品製造業用設備、繊維工業用設備な

ど機械及び装置の耐用年数表に基づいた設備の種類を記入。

【様式2】 チェックリスト

【様式2】

【チェックリスト①】

		設備メーカー（製造事業者）記入欄	証明者 チェック欄
該 当 要 件	販売開始要件の確認	1. 該当 2. 非該当 該当設備は、取得等をする年度から起算して、10年以内に販売が開始されたものであること。 販売開始年度： 取得等をする年度：	
	生産性向上に該当するか	1. 該当 2. 非該当 <比較指標> (*以下)の1～4までのいずれかの指標で比較。 1. 生産効率 *以下に具体的に記入する 2. 精 度 *以下に具体的に記入する 3. エネルギー効率 *以下に具体的に記入する 4. その他 *以下に具体的に記入する <指標数値>*比較する指標の数値・単位を記入する ○一代前モデル： (販売開始年度) () ○当該モデル： <生産性向上> *以下に数値と算出方法を記入する 年 平 均： %	
該当要件への当非		1. 該当 2. 非該当	

- (※) ・新製品であっても、同類の機械装置がある場合には比較すること。
 ・比較する装置が全く無い場合は、類似商品が全くないことを事業経過等から明確に証明すること。
 ・比較指標がなくとも、生産性等の仕様を示す資料は提出すること。